

## 自動車税種別割

令和元年10月から「自動車税」が「自動車税種別割」、「自動車取得税」が「自動車税環境性能割(県税)」、「軽自動車税環境性能割(市町税)」に変わりました。

### ■納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者(割賦販売(ローンなど)で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主)に課されます。

### ■納める額

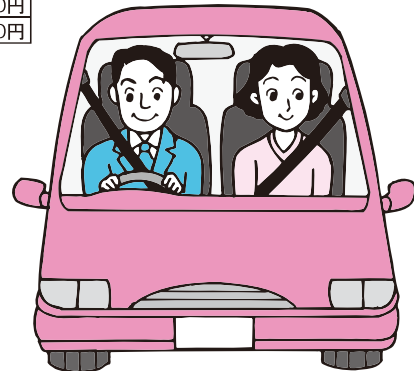
主な自動車の年税額は、次のとおりです。

なお、4月1日以降において、自動車を購入(新規登録に限る。)した場合は、その翌月から、また、自動車を廃車(まっ消登録)した場合は、廃車した月までの税額を月割で負担することとなります。

乗用車	区 分	年 税 額		
	総 排 気 量	営業用	自家用	自家用(R1.10以降初回登録)
	1,000cc以下	7,500円	29,500円	25,000円
	1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	34,500円	30,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	39,500円	36,000円
	2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	45,000円	43,500円
	2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	51,000円	50,000円
	3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	58,000円	57,000円
	3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	66,500円	65,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	76,500円	75,500円
	4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	88,000円	87,000円
	6,000ccを超えるもの	40,700円	111,000円	110,000円

トラック	最 大 積 載 量	営業用	自家用
	1トン以下	6,500	8,000
	1トン超2トン以下	9,000	11,500
	2トン超3トン以下	12,000	16,000

トラックのうち 乗車定員が 4人以上 貨客 兼用車	最大積載量	総 排 気 量	営業用	自家用
	1トン 以下	1,000cc以下	10,200	13,200
		1,000cc超1,500cc以下	11,200	14,300
		1,500ccを超えるもの	12,800	16,000
	2トン 以下	1,000cc以下	12,700	16,700
1,000cc超1,500cc以下		13,700	17,800	
1,500ccを超えるもの		15,300	19,500	



### ■申告と納税

#### 1 申 告

自動車を購入、廃車、名義変更などの登録事項の変更等をしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を提出することになっています。

#### 2 納 税

(1) 賦課期日(4月1日)に自動車を所有している場合は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。(休日の場合は翌営業日)また、賦課期日以後に、引越し等で自動車が「他県ナンバー」にかわっても、自動車税種別割の月割計算による減額や新たな課税はありません。

(2) 4月1日以後に新規登録をした場合は、その登録申請をするときに運輸支局の県税窓口に申告書を提出し、納税することになっています。

#### ● 自動車税種別割継続検査(車検)及び構造等変更検査用納税証明書

自動車は、道路運送車両法により、1～3年に1回継続検査(車検)を受ける必要があります。この検査を受けるためには、自動車税種別割の継続検査用納税証明書(以下納税証明書)が必要です。また、構造等変更検査を受ける際にも納税証明書が必要です。(詳細は39ページをご覧ください。)

なお、平成28年3月1日から、登録自動車(軽自動車、小型二輪自動車は除く。)については、車検時に必要な納税証明書の提示が、自動車税納付確認システムにより省略できるようになりました。

ただし、自動車税種別割の納付後すぐに車検等を受ける場合などは、納付状況がシステムに反映しておらず納税証明書の提示が必要になる場合があります。

#### ● 納税機会の拡大について

自動車税種別割は、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストア、口座振替でも納付ができます。(詳細は40、41ページをご覧ください。)

## 自動車税種別割のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

### ○ 令和4年度の税率が下がる自動車 (令和3年4月1日～令和4年3月31日に新車新規登録された下記自動車)

※令和5年度からは、通常の税率が適用されます。

対象・要件等		令和4年度の税率
乗用車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減
	営業用のうち ガソリン・LPG・ クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車両  令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両
重量車等 (バス・トラック)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減

※「〇〇年排ガス規制〇〇%低減かつ〇〇年度燃費基準+〇〇%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。  
※軽減対象車名は、国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>) で確認できます。

### ○ 税率が上がる自動車 ※抹消登録(廃車)されるまで適用されます。

対象・要件等		令和4年度の税率
ディーゼル車	平成23年3月31日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね15%重課
ガソリン車・LPG車	平成21年3月31日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。  
※バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課されます。